

新入生の皆様へ

信州大学人文学部同窓会
会長 鈴木崇夫

ご入学おめでとうございます。

厳しい試練を克服され、晴れて信州大学の学生となりました皆様に、心よりお祝いを申し上げます。

人文学には様々な分野があり、いろいろな研究がなされていますが、すぐに経済的な何かに結び付くような学問ではありません。哲学や芸術論、心理学、文学や歴史学、社会学、どれを取っても人によって解釈が異なり、正解など無いような学びの場で、最終的には己の心と向き合う学問だと思っています。

人文学部の前庭には、信州大学創立七十周年の記念碑があります。その記念碑には、旧制松本高等学校、信州大学文理学部、同人文学部で教鞭を執られ、その発展過程を見守り続けた故・東明雅先生の「安曇野は昏れて紫春炬燵」という句が刻まれています。



春炬燵に誰が当たり、何をしているか、様々な想像ができます。私はそこに、沈思黙考する人文学部生の姿を見ます。正解は無いかもしれませんが、自分なりの解を見つける作業。それこそが、人文学を学ぶ楽しさです。ここ松本は、思索・探求にはうってつけの場所です。

豊かな自然に恵まれた風光明媚な松本での学生生活が実り多いものとなるよう、学業に、サークル活動に、その他もろもろのことに、若い力を挙げて取り組まれることを、そして有為な人として社会に巣立られることを期待しております。



同窓会ホームページ

人文学部同窓会 入会のご案内

本会は、人文学部卒業生、人文科学研究科・総合人文社会科学研究科修了生、並びに本学部に関わる先生方を主たる会員とする組織です。

人文学部長を名誉会長に戴き、人文学部内に事務局を置き、学部行事の後援、後進の育成支援、卒業生への記念品贈呈などの人文学部の教育・研究活動を支える事業に加え、同窓会報の発行、保養施設利用に関する補助、総会や親睦会開催など、数多くの有意義な取り組みを行っています。

また、当会は東京と西日本に支部を置き、各支部の運営補助、支部会の開催支援等を行っており、卒業後の各地域での当会参加に関しても支援を続けております。

以上のように「母校と卒業生を繋いで、同窓生同士の親睦や世代を超えた相互扶助」に重要な役割を果たしております。

<信州大学人文学部同窓会の歩み>

1979年	創立
1998年	同窓生名簿発行
2000年	ホームページ開設
2007年	同窓生講座として[現代職業論] (選択必修)を開講 (2017年まで実施)
2009年	同窓会創立30周年記念祝賀会 大学創立60周年に合わせ ホームカミングデーを実施 東京支部発足
2014年	西日本支部発足
2018年	中京支部発足
2019年	大学創立70周年・旧制松高100周年に合わせホームカミングデーを実施 記念碑の設置
2023年	中京支部活動休止
2024年	あがたの森文化会館に分室を設置 ブログ配信をスタート

ご入会について

本会は全員にご加入いただく同窓会組織です。

入学時に手続きをお願いすることで、在学中から卒業後まで継続した支援と交流を受けることができます。

1) 個人情報提供の手続き

信州大学の「入学手続要項」に記載の「信州大学における学生に関するプライバシーポリシー」をご確認の上、第4項に定める個人情報の提供に対する同意手続きをお願いいたします。

なお、本会が取得した会員の個人情報は、次葉「個人情報の取り扱いと保護について」に基づき、適切に管理・運用いたします。

2) 会費の納入

入学手続き期間中、信州大学の「入学手続サイト」－「入学料等の支払」ページより、入学料等と同時に会費をお支払いください（電子決済となります。現金の取扱いはございません）

【会費（終身会費）】3万円

※ 領収証は発行いたしませんので、ご了承のうえ支払い履歴をお控えください。

※ お支払いいただいた会費は原則として返還いたしかねますが、3月31日までに入学辞退の意思表示があった場合、納入済み会費は返還いたします。

お問い合わせ先

信州大学人文学部同窓会事務局

〒390-8621 長野県松本市旭3丁目1-1（信州大学人文学部内）

TEL：0263-37-2293

ホームページ：https://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/arts/alumni_association/



新入生の皆さんへ

同窓生からのメッセージ

日本国際ボランティアセンター

木村 万里子さん

(1993年卒 西洋史学)

ご入学おめでとうございます。
今は大学生活への期待や不安でいっぱいでしょうか。私の学生時代はスマホどころかパソコンも携帯電話も普及しておらず、卒論も手書きでした(苦笑)。

ですから、みなさんが学ぶ環境とはだいぶ異なりますが、「4年間はあっという間に過ぎる」という点は変わらないのではないかと思います。

今の私の大部分は大学4年間で培われたと感じていますが、信大で学んでいた頃は今の自分は想像もしていませんでした。これまで全く中東地域とは縁がなかったのに、卒業後25年近くたって卒論で扱ったパレスチナの支援活動に関わることになるとは、人生何が起こるかわかりません。

入学したばかりで4年後やその先の人生を考えるのは酷ですよ。でも、この4年間で得た友人や学び、さまざまな経験がその後の自分の支えになることをたまに意識して、自分自身ととことん向き合いながら、学業、サークル、アルバイトなど限りある時間を有意義に過ごされることを願っています。



ガザで子どもたちにも食糧支援



宮村瑞穂さん

(2013年卒 日本文学)



令和六年「歌会始めの儀」に参加

大学時代の友人を思い浮かべて詠んだ歌

「花散里が一番好きと笑みし友
和服の似合ふ 母となりぬる」

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。

私は大学時代、日本文学分野で『古今和歌集』や『源氏物語』など古典文学関連の授業やゼミを中心に参加していました。

もともと古典の世界が大好きだったので、大学での学びの時間、そして同じようなことに興味を持つ友人と過ごした時間は、かけがえのない大切な思い出です。信州大学は、自ら行動すれば、何でも学べる環境にあります。先生方は本当に親身になって学生に接して下さいます。卒業した今、それがどれだけありがたく、素晴らしいことであるかを実感しています。

私事ですが、令和6年大学時代の思い出を詠んだ歌を歌会始に詠進したところ、選歌となり、皇居「松の間」での儀式に参列する機会をいただきました。思い出がこのような機会につながるとは思っておらず、貴重な機会をいただき光栄に思っています。

大学での学びや経験がすぐに何かに直結するとは限りませんが、学ぶ姿勢や感受性、考える力が自分の根っこの部分となり、きっとこれからの人生を支え、豊かにしてくれると思います。4年間は本当にあっという間です。充実した日々を過ごせますように！



右から3人目 宮村さん

<同窓会事務局より一言>

宮村瑞穂さんは現在、石川県かほく市の職員として働いています。2024年1月1日の能登半島地震でかほく市も震度5強の地震に見舞われました。ほとんどの地域で断水し、夜通し避難所への給水パックの配布など支援活動に追われたそうです。そして宮村さんは、非常事態の中で「歌会始」には出席すべきでないと考え、上司に相談したところ、「このような状況だからこそ参加して石川県のことを話して来て欲しい。少しでも明るい話題を提供して欲しい。」と背中を押され参加を決意したそうです。

石川県の一日も早い復旧復興を願っています。

個人情報の取り扱いと保護について

信州大学人文学部同窓会は会員の個人情報を保護するために、個人情報保護規定を以下のように策定し、適切に取り扱うよう努めます。

1 個人情報

会員を識別できる情報で、氏名、住所、電話番号、実家住所(保護者氏名)、専攻学科、実家電話番号、勤務先、勤務先電話番号、メールアドレス等の情報。またこれら1つまたは複数の情報を組み合わせることにより、個人が識別できる情報。

2 利用目的

- ・同窓会報の発送、総会等の開催通知、会費納入・寄稿等の依頼
- ・各種企画の案内、企画を立案するための調査・アンケート等
- ・同窓会の運営管理
- ・その他同窓会活動に関連するもの

3 第三者への開示・提供

同窓会は次の場合を除き、会員の個人情報を第三者へ開示・提供致しません。

- ・ 会員の同意がある場合
- ・ 信州大学の依頼に基づく場合で適切と判断する場合
- ・ 各種法令に基づく場合

同窓会は個人情報の正確性、機密性の保持につとめるとともに個人情報保護規定の継続的改善にも努めます。(同窓会では会員情報を管理するコンピュータはインターネットに接続していません。)

信州大学人文学部同窓会

信州大学人文学部同窓会会則

第 1 章 総 則

第1条 本会は、信州大学人文学部同窓会と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校との連絡を緊密にするとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿及び会報の発行
- (2) 講演会・懇談会等の開催
- (3) その他必要と認められる事項

第4条 本会は、必要に応じて各地区に支部を置くことができる。

2 支部の設置及び運営に関する事項は、理事会の承認を得て各支部が定める。

第5条 本会は、事務局を松本市旭3丁目1番1号信州大学人文学部内に置く。

第 2 章 会 員

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

- イ 信州大学人文学部文学科、人文学科の卒業生及び人文学専攻科修了者並びに人文科学研究科修了者
- ロ 信州大学人文学部及び人文科学研究科に聴講生又は研究生として在籍した
- ハ 信州大学人文学部及び人文科学研究科を中途退学した者

(2) 特別会員

- イ 信州大学人文学部専任教官
- ロ 元信州大学人文学部教官
- ハ 前項以外の有志

2 前項第1号のロハ、第2号ハに該当する者については、会員の推薦により、理事会の承認を経るものとする。

第7条 会員は、勤務先、住所、その他に変更が生じたときは、速やかに事務局に連絡するものとする。

第8条 本会对して著しい不都合があった会員は、理事会の決議を経て、これを除名することができる。

第 3 章 役 員 等

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監査 2名

第10条 前条の役員は、次の職務をつかさどる。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行するとともに本会の運営に当たる。
- (3) 理事は理事会に属する事項を処理し、会員の代表として本会の運営にあたる。
- (4) 幹事は会員との連絡に当たるほか、会長、副会長及び理事に協力して本会の運営に当たる。
- (5) 監査は本会の会計を監査する。

第11条 前条の役員は、次により選出又は委嘱する。

- (1) 会長は、総会において正会員中より選出する。
- (2) 副会長は、会長が正会員中より選出し委嘱する。
- (3) 理事は、会長が正会員中より選出し委嘱する。
- (4) 幹事は、原則として専攻ごとに選出し、会長が委嘱する。
- (5) 監査は、総会において正会員中より選出し、会長が委嘱する。

第12条 本会の役員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまではなおその職務を行う。

第13条 本会の事務は、役員が分担する。ただし、会務を円滑に処理するため、必要により事務職員等を雇用し、又は人文学部事務部に事務の一部を委嘱することができる。

第14条 本会に必要な応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する事項は、理事会の議を経て会長が定める。

第 4 章 名誉会長及び顧問

第15条 本会に名誉会長を置き、人文学部長を推戴する。

第16条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について会長の相談に応ずる。

第 5 章 会 議

策 17 条 総会は、原則として毎年 1 回開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度事業及び会計報告
- (2) 会則の制定及び改廃
- (3) 役員選挙
- (4) 予算及び事業計画
- (5) 基本財産の管理及び処分
- (6) 顧問の推挙
- (7) その他必要な事項

2 会長は総会を招集し、理事会の議を経て前項に定める事項を提案する。

第 18 条 総会の開催が困難であるときは、理事会において審議決定することができる。この場合は、次の総会で承認を受けなければならない。

第 19 条 会長が必要と認めるとき、又は 200 名以上の会員の要求があったとき、会長は臨時総会を開催するものとする。

第 20 条 総会の議長は、その都度出席正会員の中より互選する。

第 21 条 総会の招集は、少なくとも 10 日前にその会議に附議すべき事項、日時、場所等を記載した書面、又は会報により会員に通知するものとする。

第 22 条 総会に出席できない会員は、あらかじめ文書をもって意見を表示し、又は文書をもって出席会員に評決を委任することができる。

第 23 条 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会の議事の要項及び議決した事項は、会報等により会員に通知するものとする。

第 24 条 理事会は、正副会長、理事及び特別会員若干名によって組織する。

第 25 条 理事会は、会長が必要と認めるときは随時招集できる。

第 26 条 理事会は、理事会構成員の二分の一以上出席しなければ開くことができない。

第 27 条 理事会の議長は、会長とする。

第 28 条 理事会の議事は、出席者の過半数で決する。

第 29 条 理事会は、総会の決議する事項以外のすべての事項について決議し、かつ、会務を執行する。

第 30 条 理事会は、必要により役員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第 6 章 会 計

第 31 条 本会の経費は、入会金・会費・寄附金その他の収入をもって充てる。

第 32 条 正会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

第 33 条 人文学部又は人文科学研究科に入学した者は、入会金及び会費を前納するものとする。

2 前項の入会金及び会費は、一括して納入するものとする。

第 34 条 入会金及び会費の額等については、別に定める。

第 35 条 既納の会費等は、これを返還しない。ただし、人文学部及び人文科学研究科中途退学

者が書面をもって届け出たときは、前納した入会金を除いた会費を返還するものとする。
第36条 名簿の作成その他臨時に要する費用は、その都度徴収する。ただし、会報代は原則として徴収しない。

第37条 次に掲げるものは基本財産とする。

- (1) 入会金
- (2) 基本財産に指定された寄附金
- (3) その他総会の議決を経たもの

第38条 本会の事業遂行に要する経費は、会費・資産から生ずる金利等の運用財産をもって支い弁する。

第39条 本会の運営に要する経費の支出に関しては、理事会が別に定める。

第40条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

- ・この会則は昭和54年10月20日から施行する。
- ・この会則は昭和58年8月6日から施行する。
- ・この会則は平成18年12月14日から施行する。